

福岡県まちづくり専門家登録要領

福岡県美しいまちづくり条例第8条第1項の規定および施行規則第3条による専門家は、次に掲げる専門分野において、知事（都市計画課長が代行）が適当と認めるものとする。

（専門分野）

- 1 都市・地域計画
- 2 景観
- 3 街並み・施設整備
- 4 コミュニティづくり
- 5 環境保全
- 6 バリアフリー
- 7 生涯学習